



石垣御神崎の夕日



海難救助の際に使用する人命救助のための救命浮輪を図案化したもので、公益社団法人 日本水難救済会の記章及び会旗に使用しています。



全国地方水難救済会の傘下に所属するボランティア救助員の救助活動を支援するため、平成10年にMRJ(MARINE RESCUE JAPAN(マリンレスキュージャパン))として、図案化されたもので、平成16年に当会の「マーク」として制定されたものです。



海で遭難した方々の救助を行うボランティア救助員を支える当会の活動を広く国民の皆様へ理解を深めていただくため、青い羽根基金をはじめ本会が行う各種事業に関する広報・啓発活動に使用するため、平成25年3月にマスコットキャラクターとして制定し、「きゅうすけクン」と命名しました。



平成27年10月1日に洋上救急制度創設30年を迎えるに当たり、それに先立つ同年1月に、「きゅうすけクン」の洋上救急バージョンとして制定したものです。



### 公益社団法人 日本水難救済会

〒102-0083 東京都千代田区麹町4丁目5番地 海事センタービル7階  
TEL:03-3222-8066 FAX:03-3222-8067 E-mail v1161@mrj.or.jp

■ ホームページ <https://www.mrj.or.jp>

■ X 公式アカウント @Qsuke\_MRJ



ホームページ



X



# 日本の海で 貴い命を守るため



沖縄：真栄田岬



海の水難救済ボランティア  
公益社団法人 日本水難救済会



### 名誉総裁 高円宮妃久子殿下

高円宮妃殿下におかれましては、  
初代名誉総裁高円宮殿下のご遺志を受け継がれ、  
平成15年2月19日付で本会の名誉総裁にご就任いただきました。  
妃殿下には、在りし日の殿下とともに海に親しまれ、  
海の大切さ、海の厳しさについてのご造詣が深く、  
ボランティアで海難救助にあたる本会の役割の重要性を  
強くご認識いただいております。

## “青い海、明るい海、豊かな海”を永遠に

我が国は、14,000余りに及ぶ島々から成り立ち、海岸線の総延長は約34,000kmにも  
及び、古来、海から大きな恵みを楽しみながら国の発展と繁栄を築いてきた海洋国です。

一方、海は時として私たちに厳しい試練を与えます。

洋上で働く人々は、常に怪我や病気の不安に晒され、また、沿岸でのマリレジャーでも  
様々な海難が発生しています。

このような中、海を愛する心と奉仕の精神を持つボランティアの方々が自らの危険を  
顧みず、人命救助に懸命に取り組んでいます。

公益社団法人日本水難救済会は、全国約50,000人のボランティア救助員を支援し、その  
活動を支えています。

海の恵みに感謝するとともに、安全な海を永遠にと願って…。



### 公益社団法人 日本水難救済会(マリン・レスキュー・ジャパン)は、

沿岸海域で遭難した人や船の救助に駆けつける

民間ボランティア救助員を支援するとともに、遥か洋上の船舶の  
傷病船員等に対する救急医療事業を運営する団体です。

#### 海の犠牲者ゼロを目指して

我が国は小さな島国ですが長大な海岸線を有し、その沿岸海域では船  
舶海難や海浜事故が発生しておりますが、船舶海難や海浜事故に迅速かつ  
的確に対応することは、海上保安庁や警察・消防などの国や地方自治体  
による公的な救難体制だけでは困難です。

このため、全国の臨海道府県には民間ボランティア団体である40の地方  
水難救済会が設立されており、これら地方水難救済会の傘下にある救難  
所及び同支所が全国津々浦々に合計1,300ヶ所以上も設置され、海難発  
生等の一報を受けたときはこれらに所属する総勢約5万名のボランティア  
救助員が、荒天暗夜をも厭わず、生業を投げ打ってでも直ちに捜索救助活  
動に対応する体制をとっています。

本会は、こうしたボランティア救助員の救難活動を支援するために、明治  
22年(1889)に創設されて以来、130年余の長い歴史がある団体です  
が、これまで沿岸海域における人命・財産の救助において輝かしい実績と伝統を誇っております。

また、沿岸海域のみならず、遥か洋上の船舶内で傷病者が発生した場合に、海上保安庁の船艇・航空  
機等により医師を現場に派遣し、傷病船員等を収容して応急手当を施しつつ、最寄りの医療機関まで救急  
搬送するという、世界で唯一の洋上救急事業も運営しています。

このような本会の活動に対しまして、皆さまのご理解と更なるご支援をいただけますようよろしくお願い  
申し上げます。



公益社団法人 日本水難救済会  
会長 相原 力

#### 日本水難救済会の取り組み

本会は、海上保安庁、消防庁、水産庁等の関係省庁及び地方自治体のご指導、日本財団、日本海事センタ  
ー、大日本水産会、全国漁業協同組合連合会、日本漁船保険組合、日本船主協会、全日本海員組合などの海  
事関係団体及び全国の多くの医療機関並びに国民の皆様のご支援により水難救済に関する各種事業や洋  
上救急事業等に取り組んでいます。

#### 青い羽根募金

全国津々浦々の救難所に所属するボランティア救助員の活動は、皆様の「青い羽根募金」によって支えられ  
ています。

## 日本水難救済会の沿革

# 海を愛し、人に奉仕する心

135年間、脈々と受け継がれてきた海の安全を守る奉仕の精神



金刀比羅宮御本宮

## 明治時代

明治19年(1886)10月

イギリス籍貨物船「ノルマントン号」が紀州沖で座礁沈没し、乗っていた日本人25人全員が船中に取り残され溺死した事故の経緯や結果をみて、「海の守り神」として信仰されている「金刀比羅宮」の宮司琴陵有常氏が海上安全を祈願しながら水難救済制度の必要性を痛感

明治21年(1888)5月

金刀比羅宮宮司琴陵有常氏は、明治20年11月に発行された黒田清隆伯爵の欧米旅行日誌である「環遊日誌」を目にし、露国に模範となる組織があることを知り、水難救済会の創立を発起

明治22年(1889)3月

金刀比羅宮宮司琴陵有常氏は、当時の総理大臣黒田清隆伯爵に会い、日本水難救済会の設立について賛同を得るとともに、海軍や逓信省の上級幹部及びその他有志の賛成を得たのち、5月8日香川県知事に創立願を提出

明治22年(1889)11月

金刀比羅宮宮司 琴陵有常氏の発起により、讃岐琴平の地で「大日本帝国水難救済会」が発会「大日本帝国水難救済会規則」を制定、琴陵有常氏が初代会長となる

明治23年(1890)4月

有栖川宮威仁親王殿下を初代総裁に推戴(大正2年7月10日薨去)

明治29年(1896)2月～30年(1897)4月

本会事業の国家経営の建議案が帝国議貴・衆両院で通過、毎年補助金下附決定



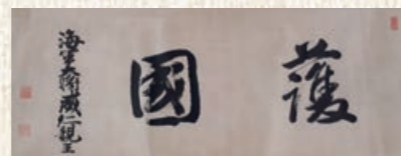
琴陵有常氏の像



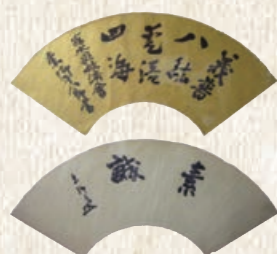
初代総裁 有栖川宮威仁親王殿下



黒田清隆伯爵著「環遊日誌」抜粋



有栖川宮威仁親王殿下 直筆書(護国) (令和5年8月30日 金刀比羅宮へ御奉納)



### ◆敵兵を救助した水難救済会の人道主義に東郷提督が感謝

明治38年(1905)、日露戦争の日本海海戦で日本海軍はロシアバルチック艦隊を撃破、この時2名の敵兵が水難救済会によって救助された。

この人道主義の発露ともいべき水難救済会の行動に東郷提督は心を打たれ、水難救済会のために黄金色の扇に「義普 八紘愛續 四海」の書を残しています。

意味は、水難救済会の正しい活動(義)が国内外隅々に(八紘)普く広がり、愛が世界の海(四海)に広がる(続くと)解釈できます。

「義普 八紘愛續 四海」元帥海軍大将 東郷平八郎 書

明治31年(1898)11月

民法の制定・施行に伴い、定款を制定し、「社団法人 大日本帝国水難救済会」と名称変更

明治37年(1904)11月

「社団法人 帝国水難救済会」と名称変更

## 大正時代

大正2年(1913)8月

東伏見宮依仁親王殿下を二代目総裁に推戴(大正11年6月27日薨去)

大正11年(1922)8月

伏見宮博恭王殿下を三代目総裁に推戴(昭和21年3月2日ご退任)

大正13年(1924)7月

英国ロンドンで開催された「国際水難救済会議」に帝国水難救済会吉井会長出席、以後昭和3年、7年、11年、50年、62年、平成3年にも出席

## 昭和時代

昭和4(1929)1月

「海の赤十字」天皇陛下、皇后陛下、皇太后陛下、各宮殿下に献上

昭和14(1939)11月

東京九段軍人会館で、本会創立50周年記念式典を挙行

昭和24(1949)4月

社団法人 日本水難救済会と名称変更

昭和25(1950)7月

「青い羽根募金」開始、7月17日より23日まで、「海難救助施設強化整備資金」造成の一助として海上保安庁後援の下に街頭募金を実施

昭和60(1985)10月

本会に洋上救急センターを設置、洋上救急事業を開始

昭和63(1988)9月

特定公益増進法人に認定

## 平成時代

平成元(1989)11月

本会創立100周年の記念行事として10月26日に東京港で救難訓練全国大会、同27日に日本海運倶楽部で記念式典を挙行

平成7(1995)10月

洋上救急制度創設10周年の記念行事として10月4日に日本海運倶楽部で記念式典を挙行

平成9(1997)6月

定款の一部を改正し、本会の支部を地方組織として独立化を推進

平成13(2001)2月

全臨海都道府県41ヶ所に地方組織(地方水難救済会)を整備

平成13(2001)7月

高円宮殿下を初代名誉総裁に推戴(平成14年11月21日薨去)

平成15(2003)2月

高円宮妃殿下を二代名誉総裁に推戴

平成23(2011)4月

公益社団法人 日本水難救済会へ移行

平成27(2015)10月

洋上救急制度創設30周年記念行事として10月5日高円宮妃殿下のご台臨を賜り、海運クラブで記念式典を挙行



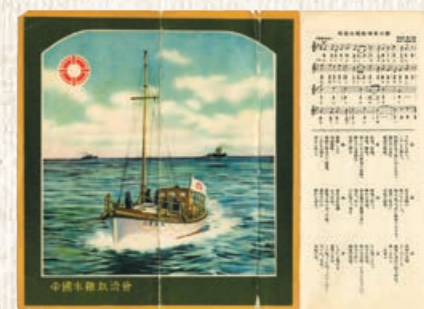
救助機艇「綾瀬」(大正11年東京救難所)



救助機艇「くすのき」(昭和10年大阪港救難所)



昭和3年発行の「海の赤十字」外国の水難救済機関を紹介



帝国水難救済会発行の会報に掲載された水難救済会の歌(昭和3年)



洋上救急事業



巡視船「うらが」船上にて行われた洋上救急事業開始披露祝賀会



初代名誉総裁 高円宮殿下



洋上救急制度創設30周年記念式典

### 歴代総裁及び名誉総裁



有栖川宮威仁親王殿下 明治23年4月推戴



東伏見宮依仁親王殿下 大正2年8月推戴



伏見宮博恭王殿下 大正11年8月推戴



高円宮威仁親王殿下 平成13年7月推戴



高円宮妃殿下 平成15年2月推戴

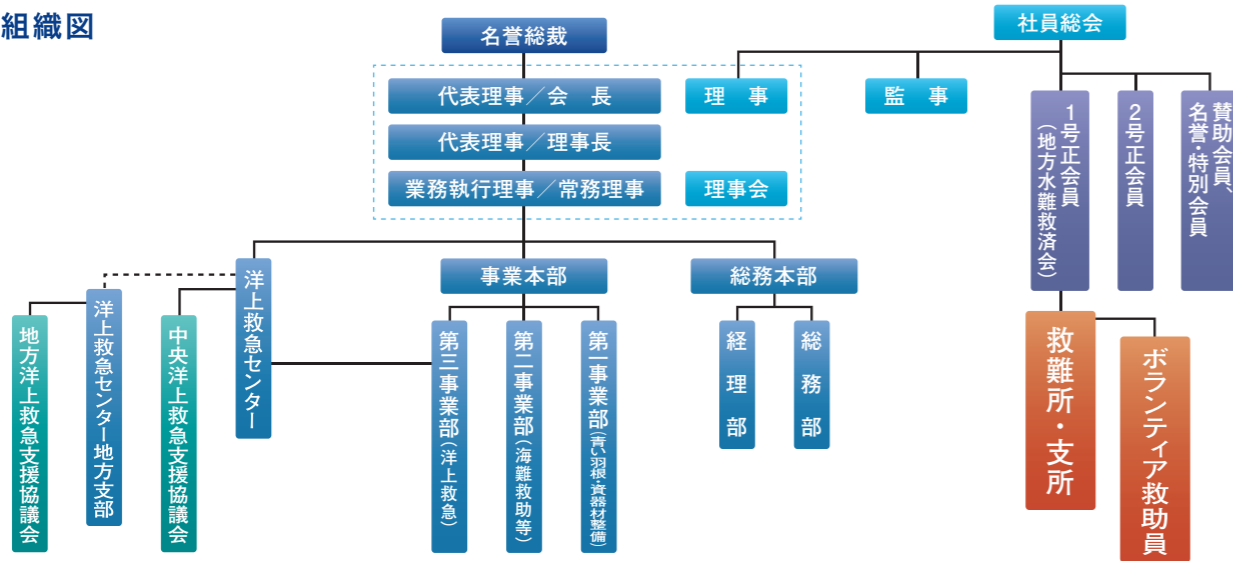
## 令和時代

令和元(2019)11月

創立130周年

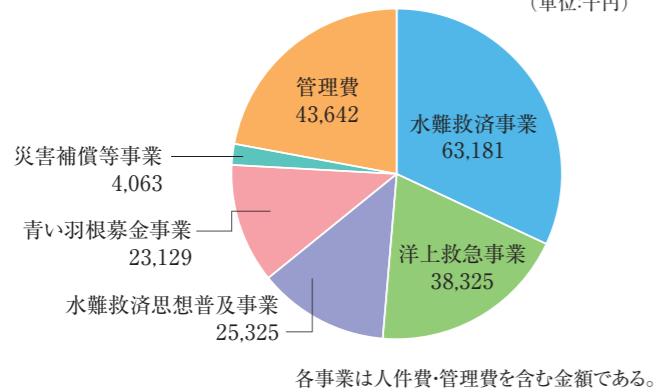
# 日本水難救済会の組織と予算

## ■組織図

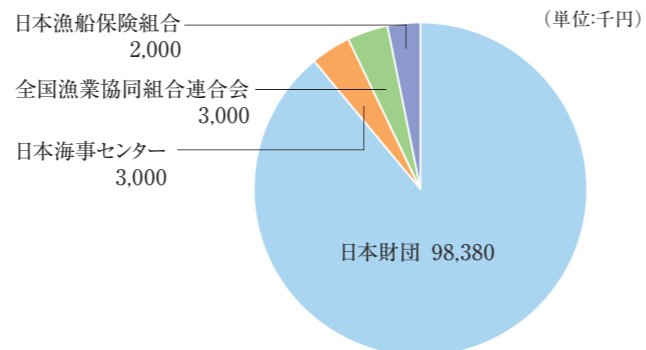


## ■予算

令和6年度予算額 197,665千円 (単位:千円)



関係団体からの助成金・補助金 (単位:千円)



本会は、日本財団、日本海事センターのほか海事関係団体の助成金等を受けて事業を実施しています。

# 日本水難救済会の事業

## 水難救済事業 (災害発生時の救援活動を含む)



- 海難救助(救助出動報奨事業)** — 全国各地のボランティア救助員の海難救助活動や災害救援活動に対する報奨として救助出動報奨金の交付
- 海難(人命)救助訓練** — 全国各地のボランティア救助員が行う海難(人命)救助訓練や災害救援訓練の実施
- 救難体制の整備** — 全国各地のボランティア救助員が行う海難救助や訓練に必要な資器材等の整備
- 海難救助功労者等の表彰** — 海難救助等に功績のあったボランティア救助員に対する表彰

## 洋上救急事業

洋上の船舶で発生した緊急に医師の加療を必要とする傷病者に対して医師・看護師による救急医療及び慣熟訓練



海難救助(漂流タグボートからの救助活動) 台風災害における救援活動

## 水難救済思想の普及事業

「海の安全教室」の開催や広報活動を通じて水難救済ボランティア活動の理解促進等の推進

## 青い羽根募金事業

ボランティア救助員による海難救助活動や災害救援活動に使用する救難資器材の整備等に必要資金を確保するため、広く一般国民を対象とした募金活動の実施



洋上救急事業(ヘリコプターによる傷病者吊上げ) 青い羽根募金

## 調査研究事業

水難救済活動に関する調査研究の実施

## 災害補償事業

ボランティア救助員に対する災害補償制度

# 海難救助

## 海難救助に馳せ参じる“海の救難ボランティア”

明治22年11月に日本水難救済会設立以来、令和5年12月末までに救助人員は198,965名、救助船舶は40,909隻を数えます。

写真:和歌山県串本町所在の樫野崎沖にて航行不能となり漂流したタグボート(和歌山県水難救済会 紀南東部救難所樫野支所)

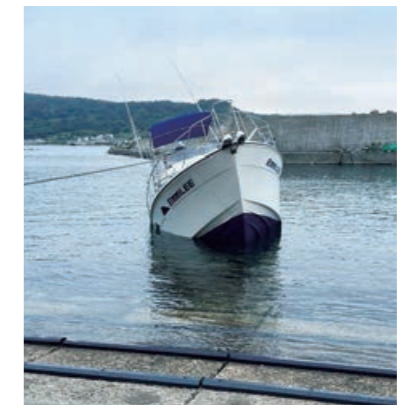
全国40の地方水難救済会傘下、津々浦々に設置されている約1,300ヶ所の救難所・救難支所に所属している民間ボランティア救助員(“海の救難ボランティア”)は、海上保安部署等の要請に応じて、荒天暗夜をものともわず生業を投げ打って救助活動に勤しんでいます。



## ■ボランティア救助員が救助した主な海難

### 火災船から避難し漂流する14名を救助

- 発生日:令和5年5月24日
- 鹿児島県水難救済会 薩摩川内市上飯救難所、薩摩川内市下飯救難所



### 浸水し乗り揚げたプレジャーボートの乗員を救助

- 発生日:令和5年8月20日
- 公益社団法人北海道海難防止・水難救済センター 小樽救難所

### 浸水被害による孤立者22名を救助

- 発生日:令和5年9月8日
- 千葉県水難救済会 長生郡広域救難所



### 機関故障の漂流プレジャーボートを捜索し曳航救助

- 発生日:令和5年9月16日
- 青森県漁船海難防止・水難救済会 小泊救難所

### 航行不能となった水上バイクを曳航救助

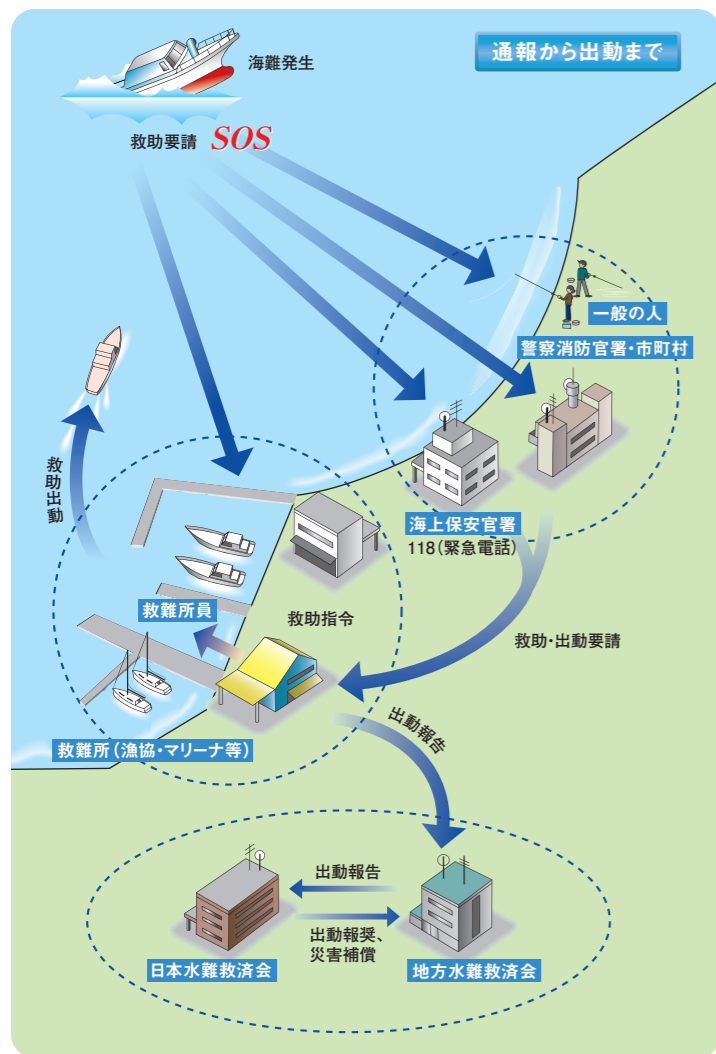
- 発生日:令和5年8月22日
- 福井県水難救済会 敦賀市水難救難所



### 機関故障のプレジャーボートを曳航救助

- 発生日:令和5年7月23日
- 静岡地区水難救済会 沼津救難所

## 海難発生から救助出動までの流れ



**海上での緊急通報は！**

海上保安庁 **118番**  
 又は最寄りの  
 警察 **110番**  
 消防 **119番**へ

海上保安官署  
 警察署  
 消防署

船艇・航空機などにより  
 捜索・救助活動の実施

海上保安官署や警察署等で対応が困難な場合等  
 必要に応じ、地方水難救済会傘下の救助所に対して、「救助出動」の要請を行う。



## ボランティア救助員について

### ○ボランティア救助員になるために

ボランティア救助員になるためには、全国の40各地方水難救済会それぞれが定めた規約等に基づいて加入が必要です。詳しくは、それぞれの地方水難救済会にお問い合わせください。

### ○ボランティア救助員の構成について

全国のボランティア救助員は、令和6年3月末現在、約50,000人です。このうち、漁業関係者は全体の約80%を占めますが、最近では、ライフセーバーをはじめ、マリナーやプレジャーボート、ダイビングなど各種レジャー関係者の入会も増加しています。

## 救助出動報奨事業

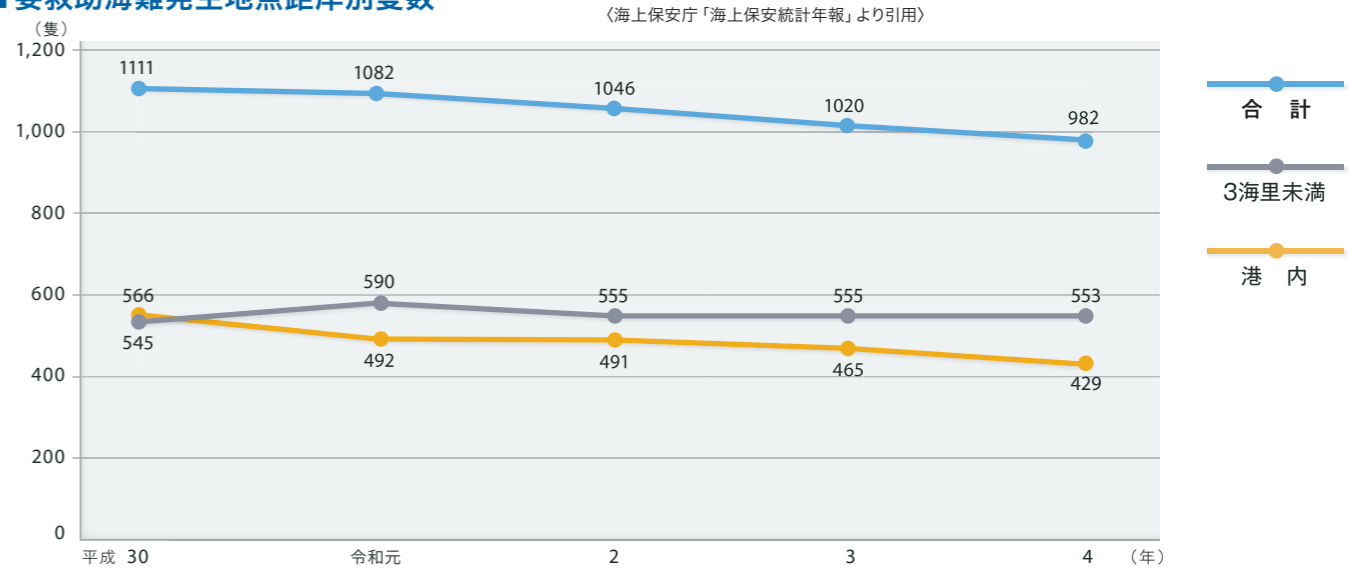
奉仕の精神に報いるために…

日本水難救済会は、日本財団をはじめ海事関係団体の助成等を受けて、民間ボランティア救助員の献身的な海難救助行為に対し、社会公共の感謝を表す報奨の意味で、出動したボランティア救助員に対して、一定の救助出動報奨金を交付する事業を行っています。

## 海難船舶及び人身事故の発生状況と海難救助実績の推移

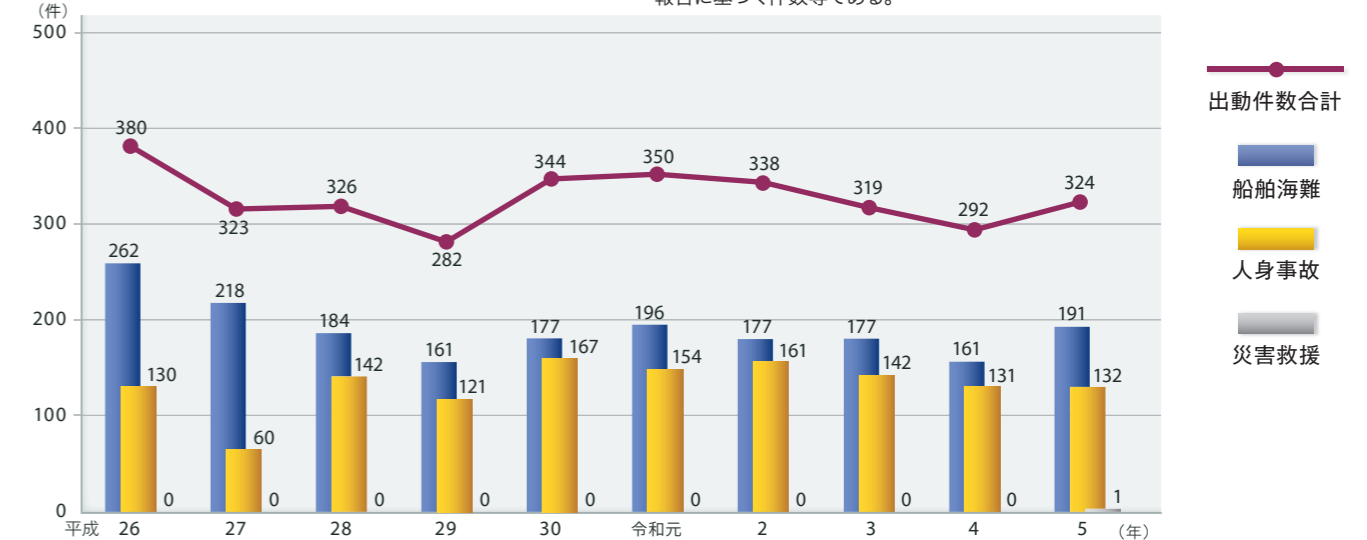
(総トン数5トン未満)

### ■要救助海難発生地点距岸別隻数

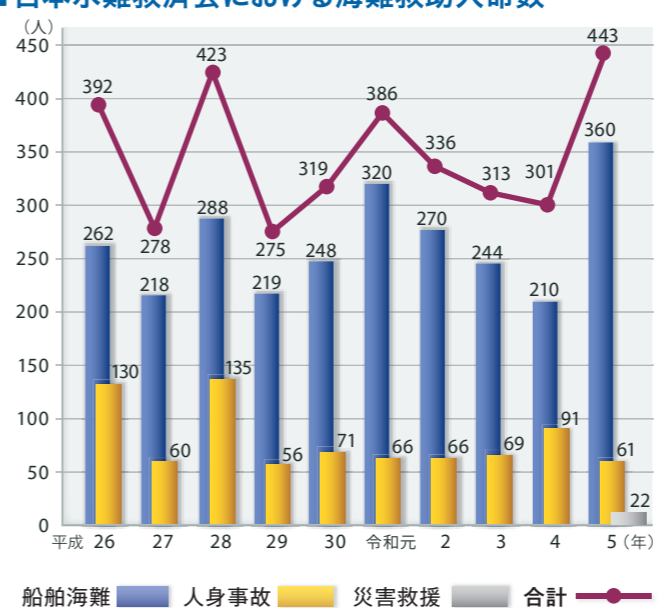


### ■日本水難救済会における海難救助出動件数

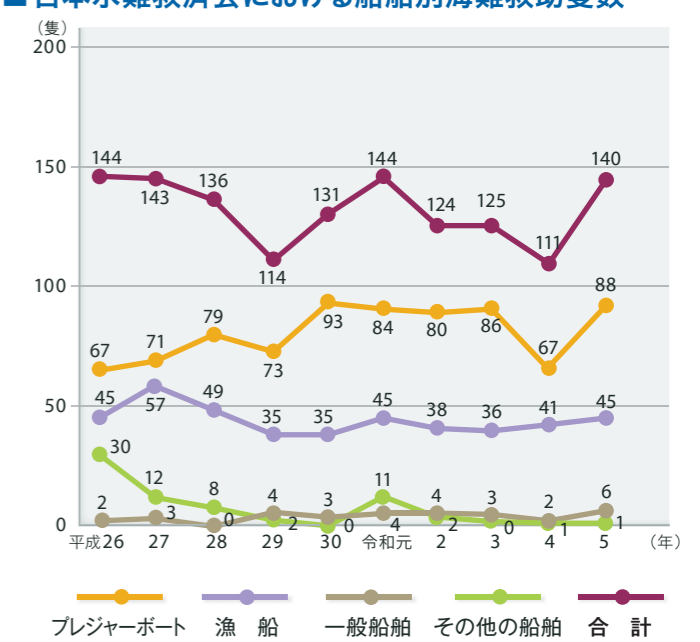
注)日本水難救済会の件数等は、全国の地方水難救済会からの報告に基づく件数等である。



### ■日本水難救済会における海難救助人命数



### ■日本水難救済会における船舶別海難救助隻数



# 海難救助訓練

事故の無い平和な海を祈りながら、救助技術の向上と安全を確保するため、各地方水難救済会に所属する救難所等の民間ボランティア救助員は各種訓練を実施しています。



水中搜索訓練/神奈川県水難救済会

## ■ 救助に必要な知識、技術習得のために！

### 海難(人命)救助訓練

海難救助は夜間や荒れ狂う海で行われることが多く、遭難した人や船を救助するためには、日頃から救助技術の錬磨とチームワークを養う必要があります。各地方水難救済会に所属する救難所・支所では、いざという時に備えて訓練を実施しています。



合同バトロール訓練/静岡地区水難救済会

### ゴムボートによる 孤立者救助訓練 (北海道海難防止・水難救済センター)

岩場・暗礁のある海域や水深の浅い海域では大きな救助船が接近できないことから手漕ぎのゴムボートを活用して救助する訓練を実施しています。



### 救命索発射器操法訓練 (福岡県水難救済会)

孤立した者や遭難船に救助用ロープを渡すため、風向きや距離を考慮した救命索発射器の取扱い等の訓練を実施しています。



### 関係機関と連携しての総合防災訓練 (長崎県水難救済会)

災害発生時における救助の迅速化を図るため、関係機関と連携し合同防災訓練に参加しています。



### 落水者搜索訓練 (石川県西部水難救済会)

船舶からの落水者を迅速に搜索するため関係団体等と連携し広範囲に及ぶ搜索訓練を実施しています。



### 心肺蘇生法訓練 (神奈川県水難救済会)

溺者に対する心肺蘇生法やAEDの取扱い訓練を実施しています。



### 火災船消火訓練 (富山県水難救済会)

船舶で発生した火災に対応するため、火災船を想定し、ガンリンポンプによる消火訓練を実施しています。



### 曳航救助訓練 (能登水難救済会)

機関故障船等に対応するため、関係団体等と連携し、救助船による曳航救助訓練を実施しています。



### 航空機事故乗客救助訓練 (大阪府水難救済会)

航空機事故の際、多数の乗客を迅速に救助するための訓練を実施しています。



訓練終了後の集合写真/神奈川県水難救済会

## 地震・津波等災害救援活動訓練

地震・津波等大規模災害発生時における救援活動等に備え、地方水難救済会においては、地方自治体と「災害時における船舶による緊急輸送等に関する協定」の締結に努めるとともに、地方自治体など関係機関が実施する合同の防災訓練に参加し、各種災害に対応するために訓練を実施しています。



### 行方不明者搬送等訓練 (京都府水難救済会)

官民一体となった大規模災害を想定した行方不明者搜索・救助訓練に参加し、ドローンによる救命浮環投下、巡視船艇及び海上自衛隊等が連携し、救助した者を陸上へ搬送する訓練を実施しています。

### 遊泳者等への地震発生周知 (神奈川県水難救済会)

遊泳者等に地震の発生を周知する訓練を実施しています。

## ■ 全国の主要救難所に救助船を配備

日本水難救済会所属の救助船は、日本財団や日本郵便株式会社の助成等を受けて全国の主要な救難所に計20隻配備され活動中です。

各地方水難救済会傘下の救難所では、救助員等自ら所有する漁船や小型船舶及び水上バイクなどを主に使用して海難救助活動にあたっています。



救助艇 はまなす(富山県水難救済会氷見救難所)

# 洋上救急

海上の傷病者を救う世界唯一のシステム

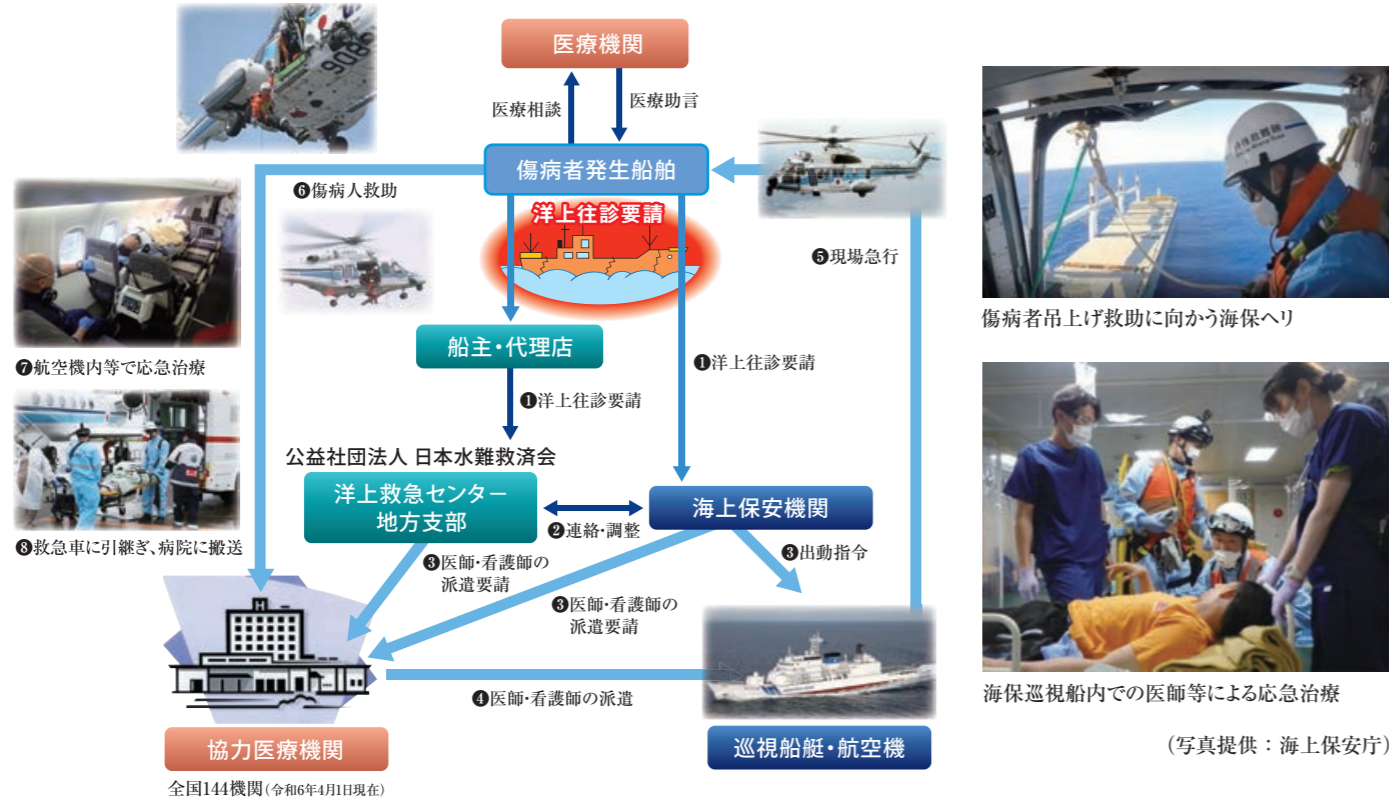
## 「洋上救急」

昭和60年の設立以来、出動は986件、救助人員は1,019名を数えます。

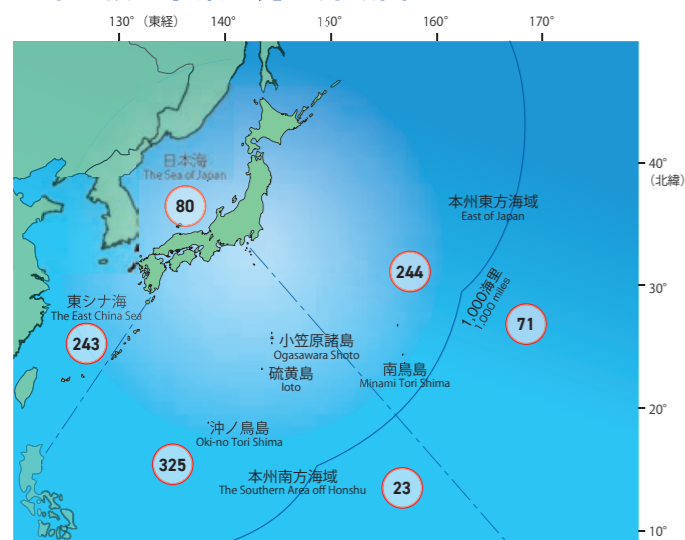


船上で傷病者が発生した際、船主等からの要請に応じ、医師等を海保航空機等で現場に派遣し、機内で応急治療を行いながら陸上の医療機関に搬送する制度です。

### 洋上救急システム概念図



### 洋上救急事案の発生海域図



○内数字は海域別発生件数を示す  
○総件数986件(昭和60年度～令和6年3月31日現在)



現場海域から傷病者を搬送した海保ヘリ (写真提供：海上保安庁)



傷病者を海保飛行機へ移乗 (写真提供：海上自衛隊)

## 洋上救急事例

### ◎海上保安庁ヘリコプターが東シナ海海上航行中の外国貨物船乗組員を搬送

令和5年5月27日午前11時14分頃、鹿児島県南さつま市草垣島西南西約87海里(30-19.9N 127-53.48E)付近の東シナ海海上で航行中のリベリア船籍の貨物船(44,500トン乗組員21名)から「乗組員1名が意識混濁し会話ができない状態であるため、救助を求める」旨、海上保安庁へ通報があった。

同船舶代理店が症状について、医療機関に医療助言を求めたところ、「判断材料が少ないため医師を同行させて搬送するほうが良い」との指示を受けたことから、同27日午後0時20分、海上保安庁に対し洋上救急要請がなされた。

医師等の派遣について鹿児島市立病院に対し医師派遣要請を実施、承諾を得た。

同日午後3時25分、かごしまマリポートヘリポートにて第十管区海上保安本部鹿児島航空基地所属ヘリコプターMH695に医師1名が同乗のうえ同ヘリポートを出発、午後4時12分草垣島の南方約8海里にて該船と会合、傷病者を収容した後、医療行為を実施しながら、午後5時43分、かごしまマリポートヘリポート着、直ちに傷病者を鹿児島市南消防救急隊の救急車に引継ぎ、鹿児島市立病院へ搬送した。



海保ヘリコプターMH695と同機内での医療処置の様子 (写真提供：海上保安庁)

【発生位置】鹿児島県南さつま市草垣島西南西約87海里付近海上

【傷病者】男性32歳 中華人民共和国国籍 甲板手

【出動医療機関】鹿児島市立病院 医師1名

【出動勢力】海上保安庁ヘリコプターMH695 機動救難士3名

### 慣熟訓練

洋上救急では、医師や看護師は巡視船やヘリコプターに乗り組み、遙か洋上まで出動し、厳しい自然条件や巡視船・ヘリコプターの動揺、騒音等の悪条件下での救命治療が必要とされます。

このため、全国各洋上救急センターの地方本部では海上保安庁の協力を得て、多数の医師・看護師がヘリコプター等に搭乗して機内等現場の状況を把握、あるいは模擬の緊急治療等を行う慣熟訓練を実施し、出動に備えています。



傷病者吊上げ救助訓練



傷病者機内搬送訓練

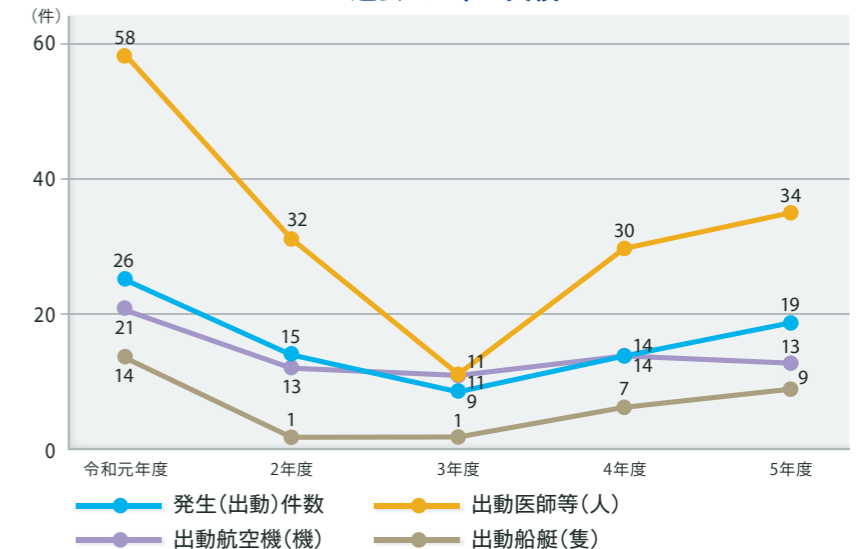
### 洋上救急の発生件数及び出動実績

#### これまでの出動実績等

(昭和60年10月1日～令和6年3月31日)

- ◎発生(出動)件数……………986件
- ◎傷病者……………1,019名
- ◎出動医師・看護師……………1,870名
- ◎出動船舶・航空機等
- 巡視船舶……………644隻
- 海上保安庁航空機……………1,164機
- 自衛隊機……………431機
- 特殊救難隊等……………825名

#### — 過去5か年の実績 —



# 水難救済思想の普及

大自然の海を安全に楽しむための基礎的な知識・技能を体得してもらおうと同時に、水難救済ボランティア活動に対する理解と普及を図るために、全国各地で「海の安全教室」を開催しています。



海での有効な護身泳法（通称：イカ泳ぎ）  
（X（旧ツイッター）で閲覧件数789万件、いいね3.5万件）

## 海の安全教室の開催

平成29年度から小中学生など学校関係者だけでなく、地元一般市民を対象に、各地の海上保安官やライフセーバーの方々に講師に招いて、海での事故を防ぐための知識のほか、万一、自分や友達等が海で遭難した場合に「助かる術」と「溺れた人などを安全に助ける術」を実地に手ほどきをする「海の安全教室」を全国の地方水難救済会主催で開催しています。



日本水難救済会は、海上保安庁救難課の協力を得て、民間企業の社員を対象とした「水難事故防止セミナー」に協力

## 具体的な学習内容

### ■ 教室や体育館等において講師から事故防止などの講義



神奈川県水難救済会  
消防署員及びライフセーバーによる心肺蘇生法の指導を受ける小学校の生徒



琉球水難救済会  
水産高校において、沖縄ライフセービング協会講師による海の安全講義、海の危険生物の紹介とその対処方法等を学ぶ生徒

### ■ 「“備えて海へ”海の事故防止チェックリスト」による啓発

**「備えて防ごう海の事故」**  
ボランティア海難救助は青い羽根基金で支えられています。

海に行く前の“備え”と海に着いてからの“備え”をチェックして、海での事故防止を実践するもの。

「海は危ないから行くな！」ではなく、海の危険を知り、しっかりと“備え”をして積極的に海に赴き、海の魅力や恩恵を理解し、海でのレジャーやスポーツを楽しむことを推奨します。

## ■ 心肺蘇生法や救命資機材の使用方法を体験



大分県水難救済会  
小学生を対象とした「海の安全教室」で心肺蘇生法とAEDの使用方法を体験



## ■ 自らの身を守るために

### ■ 河川でのライフジャケット着用での学習



大分県水難救済会  
山国川河口右岸にて実際に体験する小学生及びその保護者

### ■ ライフジャケット・救命胴衣の着用体験



茨城県水難救済会  
小学校プールにおいて、ライフジャケット着用等を体験する小学校の生徒

### ■ 幼稚園児を対象とした「海の安全教室」



佐賀県水難救済会／環境紙芝居

### ■ X(旧ツイッター)による情報発信



令和4年2月に当会公式X(旧ツイッター)を立ち上げ、全国の救難所等の活動状況や、海での安全情報等を発信しています。ぜひ、フォローしてみてください！

### ■ 日本ライフセービング協会との連携強化

本会と日本ライフセービング協会は、令和5年4月24日、連携協定を締結しました。本協定に基づき6月19日、20日と海上保安庁協力のもと横浜海上防災基地にて「溺水事故防止に資する実証実験（海での背浮きの効果の有無の確認）を行う等、密接に連携を行っています。



協定締結の様子



# 青い羽根募金

青い羽根募金は、全国約50,000人のボランティア救助員の活動を支えます。



●後援:国土交通省、海上保安庁、消防庁、水産庁

## 「青い羽根募金」にご協力をお願いいたします。

社会貢献活動の一環として、「青い羽根募金活動」にご協力して下さる団体、企業を募集しています。また、「青い羽根募金支援自動販売機」の設置に協力して下さる団体、企業、個人を募集しています。

●協賛:国民の祝日「海の日」海事関係団体連絡会、各地方小型船安全協会、日本マリーナ・ビーチ協会、日本セーリング連盟、全国漁業協同組合連合会、日本ライフセービング協会、日本海洋レジャー安全・振興協会、日本サーフィン連盟、全日本磯釣連盟、PW安全協会



ポスターのモデルは、2023ミス日本「海の日」 稲川夏希さん

## 募金活動

「青い羽根募金強調運動期間」のキャンペーンの一環として、例年7月中旬に、日本水難救済会会長と理事長がミス日本「海の日」とともに、国土交通大臣をはじめ海上保安庁長官、水産庁長官などを表敬訪問し、青い羽根募金運動の普及推進と強調運動へのご支援ご協力をお願いしております。

### 海上保安庁長官等への表敬



石井海上保安庁長官への表敬訪問(令和5年度)

### 海洋少年団やガールスカウト等の皆様



海洋少年団等のみなさんにご協力を得て募金活動をしていただきました。



青い羽根募金強調運動期間の令和5年7月14日の閣議前に関係の皆様へ青い羽根を着用していただきました。(左から 松本総務大臣、浜田防衛大臣、斉藤国土交通大臣、松野内閣官房長官、高市内閣府特命担当大臣(経済安全保障))



総理官邸に中庭に置かれた青い羽根募金箱

## 青い羽根募金支援自動販売機の設置

日本水難救済会では、青い羽根募金支援自動販売機の設置を全国展開しております。

同自動販売機で飲み物をご購入いただきますと、売上の一部が青い羽根募金として寄附されます。

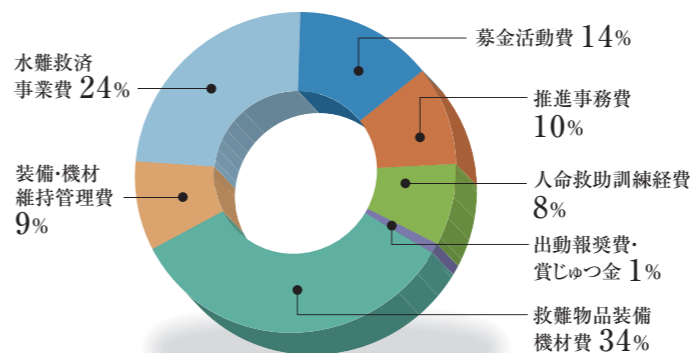


青い羽根募金支援自動販売機

■令和5年度の募金額は次のとおりです。

総額 88,542,888円

■令和5年度 青い羽根募金の使用実績



2023ミス日本「海の日」稲川夏希さん 自ら青い羽根募金を呼びかけ

青い羽根募金の使途は部外の有識者で構成する青い羽根募金運営協議会委員の審議承認を得て決定されます。

## 救難用物品、装備、機材



救助船「旭龍」



救難器具



救命浮環



AED装置

## 口座振り込み等による募金の方法

### 口座振込みによる募金

#### 郵便局

口座番号:00120-4-8400  
加入者名:公益社団法人 日本水難救済会

#### 銀行

三井住友銀行 日本橋東支店  
口座番号:(普)7468319  
加入者名:公益社団法人 日本水難救済会  
青い羽根募金口

### インターネット募金



●ホームページから以下の方法で募金ができます。  
●クレジットカードはMaster Card、VISA、JCB、AMEXがご利用できます。



### お知らせ

平成27年4月から、毎月引き落とし方式のご寄附も頂けるようになりました。

### 毎月の自動引落とし定額募金

1,000円以上の定額を毎月自動引落としにより継続的に募金していただく方法です。

●お問い合わせ先 ☎ 0120-01-5587 募金フリーダイヤルでお申し出ください。振込料無料の専用郵便振替用紙をお送りします。

## 寄附金に対する税制上の優遇措置

青い羽根募金は、海で遭難した人や船の救助活動にあたる全国のボランティア救助員約50,000人の活動を支援するための募金です。

公益社団法人 日本水難救済会は、「特定公益増進法人」となっていることから、青い羽根募金等(賛助会員になられた方の会費を含む。)による寄附金については、寄附金控除等の所得税・法人税の優遇措置が受けられ、個人の寄附については、「税額控除」又は「所得控除」のいずれかの方式を選択して、寄附金控除を受けられるようになっていますので詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.mrj.or.jp>

# 栄誉ある表彰

本会が実施している水難救済事業や洋上救急事業に関し、功労のあったボランティア救助員並びに協力医療機関及び医師・看護師などの皆様に対し、表彰審査委員会の審査を経たうえで、本会の名誉総裁と会長から表彰を行っています。

## 名誉総裁表彰

海難救助や洋上救急活動等に極めて抜群の功労があった個人・団体には、表彰状(又は感謝状)のほか名誉総裁章又は名誉総裁盾を贈呈いたします。



名誉総裁章(個人)



名誉総裁盾(法人・団体)

## ■ 名誉総裁表彰式典

本会の名誉総裁高円宮妃久子殿下のご台臨を賜り、名誉総裁表彰式典を開催しております。



名誉総裁高円宮妃殿下から表彰状等を授与される受章者



千葉県水難救済会九十九里町救難所



若築建設株式会社



絹田正裕氏



杉山悠氏



中野進氏

## 令和5年度 名誉総裁表彰受章者 (敬称略)

| 表彰受章者                                    | 功労の概要                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>海難救助功労(団体の部)</b><br>千葉県水難救済会 九十九里町救難所 | 平成14年1月から令和4年12月末までの間に、崇高なボランティア精神のもと、船舶海難や海浜事故に際し、昼夜を問わず、危険を伴う海難救助活動に尽力し、これまでに168件の海難救助に出勤(33名を救助)し、延べ1,388人のボランティア救助員が救助活動を行い、沿岸海域における人命・財産の救済に貢献した。                                                  |
| <b>事業功労(団体)</b><br>若築建設株式会社              | 本会が運営している水難救済事業の崇高さと重要性を認識するとともに「青い羽根募金」の趣旨に賛同し、長年にわたり全社を挙げて青い羽根募金に協力することとし、清涼飲料水を購入することにより、売上金の一部が青い羽根募金として寄付される「青い羽根募金支援自動販売機」を設置するなどして、平成30年4月20日から令和5年1月27日までの間、本会及び地方水難救済会に対し「青い羽根募金」として多額の寄附をした。  |
| <b>事業功労(個人)</b><br>絹田 正裕氏                | 父の実家が明治時代より海運、漁業、水産加工を生業としていたことから海への思いが強く、また近親者の一人が水難事故で若くして亡くなったこともあり、本会が運営している水難救済事業の崇高さと重要性を深く認識するとともに、「青い羽根募金」の趣旨に感銘を受け、ボランティア救助活動等の支援に役立ててほしいと考え、平成30年9月18日から令和4年9月15日までの間、本会に対し「青い羽根募金」に多額の寄附をした。 |
| <b>事業功労(個人)</b><br>杉山 悠氏                 | 知床遊覧船沈没事故の報道に大きな衝撃を受けたことがきっかけとなり、何か力になれることがないかと考えていたところ、本会が行う水難救済事業に感銘を受け重要性を深く認識するとともに、ボランティア救助活動等の支援に役立ててほしいとし、令和4年7月に青い羽根募金に多額の寄附をした。                                                                |
| <b>事業功労(個人)</b><br>中野 進氏                 | 本会が行う水難救済事業の重要性を深く認識し、ボランティア救助活動等の支援に役立ててほしいと、令和3年6月30日及び令和4年2月22日に「青い羽根募金」に多額の寄附をした。                                                                                                                   |

## 会長表彰

海難救助や洋上救急活動等に功労があった個人・団体には、次のとおり表彰状または感謝状とともに、章または盾を贈呈いたします。表彰の対象は次のとおりです。



## ■ 海難救助に従事する救難所員に対する表彰

海難救助等に功労があったボランティア救助員や救助員が所属する救難所に対して、救助功労表彰、救助出勤回数功労表彰、勤続(永年従事)功労表彰などの表彰を行っています。

また、ボランティア救助員以外の方で、海難救助功労にご協力・ご援助をいただき、顕著な功労のあった個人・団体の方には感謝状を贈呈しています。

## ■ 洋上救急事業に従事する医療機関・医師等に対する表彰

洋上救急活動に功労があった医療機関や医師・看護師の方々に対して洋上救急功労の表彰を行っています。

## ■ 事業功労(金品の寄附を含む)に対する表彰

本会の事業に功労があった方に対して事業功労の表彰を行っています。なお、事業功労表彰には、本会に一定以上の金品のご寄附をしていただいた方に対する表彰も含まれます。

## ご寄附に対する表彰基準について

### ■ 名誉総裁表彰の対象

- 5年以内に
- ◎100万円以上のご寄附をしていただいた個人  
……名誉総裁章と感謝状
  - ◎300万円以上のご寄附をしていただいた団体  
……名誉総裁表彰盾と感謝状

### ■ 会長表彰の対象

- 5年以内に
- ◎10万円以上のご寄附をしていただいた個人または団体  
……感謝状
  - ◎20万円以上のご寄附をしていただいた個人  
……感謝状と有功章
  - ◎20万円以上のご寄附をしていただいた団体  
……感謝状と事業功労有功盾

## 〈参考〉紺綬褒章の上申について

一時に500万円以上のご寄附をされた個人、1,000万円以上のご寄附をされた法人・団体は、紺綬褒章の対象となりますので、本会から国に上申いたします。



救助名誉功労章 救助特別功労章 救助功労章



救助出勤回数功労章 団体救助功労章



金色名誉有功盾 銀色名誉有功盾 金色有功盾



名誉有功章 特別有功章 事業功労有功盾(団体) 有功章(個人)

## より、効率的な救助システムの確立のために…。

民間の海難救助体制のあり方や海外の海難救助体制などについて調査・研究を行っています。

### これまでの主な調査研究項目

| 年度            | 研究テーマ                             |
|---------------|-----------------------------------|
| 昭和59年度～昭和62年度 | 民間海難救助体制の検討                       |
| 昭和63年度        | レジャー海難における有効な救助艇・救助器材等の調査研究       |
| 平成元年度         | 民間海難救助体制活性化に関する調査研究               |
| 平成9年度～平成11年度  | 救難所員に対する災害保障のあり方                  |
| 平成15年度～平成16年度 | 大規模地震災害等への日本水難救済会の対応に関する基礎的研究について |
| 平成20年度        | 救助船の整備に関する調査                      |
| 平成20年度～平成21年度 | 児童皆泳運動の実施要領の検討                    |

### 災害補償など

## ボランティア救助員の水難救済活動を支えるために…。

地方水難救済会傘下の救難所及び支所に所属するボランティア救助員が海難救助活動(災害救援活動を含む)や訓練中に災害を受けた場合に行う次の災害補償制度を設けています。

### 災害補償

ボランティア救助員が海難救助活動または訓練中に災害を受けた場合、その被災の内容に応じて、救助員またはその遺族に対し、療養補償、障害補償、介護補償、休業補償、遺族補償、葬祭補償を行います。ただし、「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」が適用される場合は、これらの補償は受けられません。なお、この事業は公益財団法人 日本財団の助成を受けて行っています。

### 賞じゅつ金

ボランティア救助員が災害補償の適用を受けた場合、功労の程度、被災の内容に応じて、殉職者賞じゅつ金、障害者賞じゅつ金を給付します。

## ★★★ 会員募集 ★★★

## 会員の皆様のご協力のもと、日本水難救済会は運営されています。

日本水難救済会では、本会の会員となって本会の事業をご支援していただける方々を募集しております。

会員は、本会の定款第8条の規定により「正会員」と「賛助会員」に区分されます。

■正会員は1号正会員と2号正会員に分かれています。

1号正会員…全国40の地方水難救済会(団体)のみ

2号正会員…本会の事業目的に賛同して、入会される1号正会員(地方水難救済会)以外の団体・個人の方々に、総会への出席など本会の事業に参画できます。

賛助会員…本会の事業を賛助する方々

■入会にあたり2号会員・賛助会員とも1口以上の会費の納付をお願いしています。(1口 10,000円)

■入会ご希望の方は、本会ホームページ又は直接、本会に申込みをお願いいたします。関係書類を送付させていただきます。なお、入会に当たりましては本会理事会の承認が必要となり、個人正会員につきましては原則として正会員2者以上の推薦を要することとなります。

■地方水難救済会の会員として入会される場合には、それぞれの地方水難救済会事務局にお尋ねください。



令和6年4月1日現在

### 1号正会員(40)

(公社)北海道海難防止・水難救済センター、青森県漁船海難防止・水難救済会、岩手県漁船海難防止・水難救済会、宮城県水難救済会、(特)秋田県水難救済会、山形県水難救済会、福島県水難救済会、茨城県水難救済会、千葉県水難救済会、(特)神奈川県水難救済会、新潟県水難救済会、富山県水難救済会、能登水難救済会、石川県西部水難救済会、福井県水難救済会、伊豆地区水難救済会、静岡地区水難救済会、愛知県水難救済会、三重県水難救済会、大阪府水難救済会、京都府水難救済会、兵庫県水難救済会、和歌山県水難救済会、高根県水難救済会、岡山県水難救済会、鳥取県水難救済会、広島県水難救済会、山口県水難救済会、徳島県水難救済会、香川県水難救済会、愛媛県水難救済会、高知県水難救済会、(公社)福岡県水難救済会、佐賀県水難救済会、(特)長崎県水難救済会、熊本県水難救済会、大分県水難救済会、宮崎県水難救済会、鹿児島県水難救済会、(公社)琉球水難救済会

### 2号正会員(149)

(五十音順)

#### 【海運…20】

飯野海運(株)、上野トランステック(株)、NSユナイテッド内航海運(株)、大阪船舶(株)、川崎汽船(株)、国華産業(株)、コスモ海運(株)、三翔海運(株)、(株)商船三井、商船三井ドライバルク(株)、太平洋フェリー(株)、鶴見サンマリン(株)、藤光海運(株)、東海汽船(株)、トヨフジ海運(株)、日本郵船(株)、早駒運輸(株)、マルエーフェリー(株)、三菱鉱石輸送(株)、名鉄海上観光船(株)

#### 【海洋土木・サルベージ…6】

(株)オフショア・オペレーション、東京サルベージ(株)、日本サルヴェージ(株)、深田サルベージ建設(株)、(株)富士サルベージ、三国屋建設(株)

#### 【水産・漁業…3】

厚岸漁業協同組合、ニチモウ(株)、(株)ニッスイ

#### 【マリンレジャー…12】

アキレス(株)、志摩マリンレジャー(株)、トーハツ(株)、(株)ナウイエンタープライズ、ブルーライン淡路、ヤマハ発動機(株)、ヤンマーパワーテクノロジー(株)、ヤンマーパワーテクノロジー(株)第二特販部、ヤンマーパワーテクノロジー(株)大阪特販部、ヤンマーパワーテクノロジー(株)四国特販部、ヤンマーパワーテクノロジー(株)中国特販部、ヤンマーパワーテクノロジー(株)九州特販部

#### 【造船・船用機器等…16】

(株)カシワテック、(株)ケイセブン、興亜化工(株)、国際化工(株)、島田燈器工業(株)東京支店、(株)シバウラ防災製作所、ジャパンマリンユナイテッド(株)、(株)湘南工作所、墨田川造船(株)、(株)ゼニライトプライ、高階救命器具(株)、トーエイ(株)、東洋物産(株)、日本船具(株)、日本特装(株)、日本無線(株)

#### 【エネルギー…2】

三愛オブ(株)航空事業部、(株)JERA

#### 【船舶保険…3】

東京海上日動火災保険(株)、三井住友海上火災保険(株)、明治安田生命保険相互会社

#### 【代理店その他…12】

(株)江戸川自動車教習所、弁護士法人 山口総合法律事務所、海文堂出版(株)、(株)交文社、金刀比羅宮、静岡県立三ヶ日青年の家、(株)成山堂書店、(株)太陽、(株)東京カップ、トヨタ自動車(株)、(株)日本海事新聞社、(株)日本海洋科学

#### 【団体…34】

厚岸町役場、(一社)江の島ヨットクラブ、(一財)海上災害防止センター、(公財)海上保安協会、全国共済水産業共同組合連合会、全国漁業協同組合連合会、(公社)全国漁港漁場協会、(一社)全国底曳網漁業連合会、全国内航タンカー海運組合、全国海苔貝類漁業協同組合連合会、(特)東京救難所、東京湾水先区水先人会、日本遠洋施網漁業協同組合、日本かつおまぐろ漁業協同組合、(公財)日本海事広報協会、(公社)日本海難防止協会、(公社)日本海洋少年団連盟、(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会、(公社)日本観光振興協会、日本漁船保険組合、(一社)日本港運協会、(一財)日本水路協会、(一社)日本船主協会、(一社)日本船長協会、(一社)日本船舶機関士協会、(公財)日本セーリング連盟、(一財)日本造船技術センター、日本内航海運組合総連合会、(一社)日本船用工業会、(一財)日本舶用品検定協会、(一社)日本マリーナビーチ協会、(一社)日本マリン事業協会、(一社)日本旅客船協会、横浜港運協会

#### 【個人…41】

相原 力、秋本茂雄、麻生利勝、天野幸江、安藤大三、石井政治、石川裕己、一條正浩、伊藤 滋、伊藤裕康、岩並秀一、植松 修、江口圭三、大塚蒼人、大庭靖雄、大山秀海、奥島高弘、小山内智、加賀谷尚之、加藤 甫、鎌田耕作、上岡宣隆、菊井大蔵、北村浩志、久保禎人、倉田大輔、佐々木幸男、佐藤雄二、高尾留雄、武井立一、遠山純司、友永幸謙、中島 敏、Page T純江、Page Jun M、平田友一、星 澄男、松井孝之、向田昌幸、矢野峰男、横山鐵男

### 賛助会員(57)

(五十音順)

#### 【エネルギー…5】

ENEOS(株)、九州電力(株)、西部ガス(株)、中国電力(株)、東京ガス(株)

#### 【造船・船用機器…3】

(株)IHI原動機、富永物産(株)、三菱造船(株)

#### 【保険…2】

共栄火災海上保険(株)、(株)ホーム・リング商会

#### 【海洋土木・サルベージ…10】

(株)青木組東京支店、あおみ建設(株)、(株)大本組東京支店、五洋建設(株)、信幸建設(株)、タチバナ工業(株)、東亜建設工業(株)、東洋建設(株)、(株)トマック、若築建設(株)

#### 【その他…15】

(株)海、(有)海交会、(株)舵社、北九州エアターミナル(株)、サンコー薬品(株)、昭和日タンマリタイム(株)、(株)ジョーエイ、(株)時評社、セナーアンドバーズ(株)、(株)大丸通商、東亜海運産業(株)、東陽商事(株)、船山(株)、山甚物産(株)、(有)ワード

#### 【団体…3】

外航船舶代理店業協会、(一社)海洋産業研究・振興協会、(一財)日本船舶技術研究協会

#### 【個人…19】

岩崎貞二、小栗完一、小幡拓司、葛西正記、加藤祐助、菊永純一、木下栄次、黒石 積、佐藤智彦、高橋亮司、永家邦幸、中由光徳、舞嶋庄蔵、増田克樹、松本容明、水島 功二、宮崎一巳、森 博史、柳田雅行

注)(公社)は公益社団法人、(一社)は一般社団法人、(公財)は公益財団法人、(一財)は一般財団法人、(特)は特定非営利活動法人を表す。

